

大阪府条例第十九号

大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例

大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十四年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（市町村が処理する事務の範囲等） 第二条 法及び令に基づき事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める場合に係るものを除く。）であつて、府の区域内に存する市（大阪市、岸和田市、吹田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市及び阪南市を除く。）、町（豊能町、能勢町、熊取町、田尻町及び岬町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。 一一十三 （略）</p>	<p>（市町村が処理する事務の範囲等） 第二条 法及び令に基づき事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める場合に係るものを除く。）であつて、府の区域内に存する市（大阪市、岸和田市、吹田市、<u>泉大津市</u>、貝塚市、泉佐野市、<u>高石市</u>、<u>泉南市</u>及び<u>阪南市</u>を除く。）、町（豊能町、能勢町、<u>忠岡町</u>、熊取町、田尻町及び岬町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。 一一十三 （略）</p>

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。